

査答申情第42号

平成23年9月12日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田 榮 仁 郎

行政文書部分開示決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成23年4月8日付け生建第337号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「市中高層建築物並びに集合住宅に関する指導要綱の事前協議書」の部分開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第42号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長が平成23年2月10日付け生建第302号で行った行政文書部分開示決定のうち、申請人の氏名及び住所を不開示とした部分は取り消すべきであり、その余については妥当である。

第2 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

平成23年2月3日付けで異議申立人が生駒市長（以下「実施機関」という。）に対して行った「市中高層建築物並びに集合住宅に関する指導要綱の事前協議書、表題及び位置図 ・元町一丁目3の5 ・真弓一丁目4000の233」（以下「本件行政文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第1項により同年2月10日付け生建第302号で通知した行政文書部分開示決定を取消し開示すべきである。

2 異議申立ての理由

生駒市は、部分開示決定の理由として条例第7条第1号の個人情報に該当すると述べているが、同条には事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くと明記されている。物を建築する時、施主は当然事業者であると認識されることから、事前協議書の申請人の氏名や住所は個人情報ではない。

また、設計者や工事施工者の社員の氏名も同様に、物件を建築する時は、全て事業者と認識することから、開示される情報である。

次に、条例第7条第1号（ア）には法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は除外すると示されており、高松高裁（平成19年《行コ》8）の判決（以下「高松高裁判決」という。）からも本件行政文書については公開されるべきであり、実施機関が不開示とした理由が分からない。

第3 実施機関の主張

事前協議書は、優良な住環境を維持するための行政指導を行うことを目的としているため、申請人が個人であるか事業を営む個人であるかによる指導上の別もなく、その確認も行っていない。よって本件行政文書についても、あくまでも形式的にその記載から個人情報と判断したものである。

また、事前協議書中にある設計者や工事施工者の社員の氏名についても、形式的に判断し、条例第7条第1号の個人情報として不開示とした。

次に異議申立人は、高松高裁判決を示し、本件行政文書については条例第7条第1号（ア）のただし書きに該当し、公にされるべきと述べているが、同判決は建築基準法で閲覧が定められている建築計画概要書の個人情報を不開示と決定した処分について、開示すべきであると判断されたものであり、法令等の定めもなく、慣行として閲覧に供していない本件行政文書については、条例第7条第1号（ア）のただし書きの適用は受けない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、一定の基準を超える建築物を計画する申請者に行政指導を行うための要綱により作成された事前協議書の表題部分と位置図である。

実施機関が部分開示とした事前協議書の表題部分は、申請人の住所・氏名・押印及び電話番号の記述があり、申請建物については、施工地の地番や設計者住所・氏名及び工事施行者住所・氏名のほか、計画概要として建物の用途や建ぺい率・容積率等が記載されている。

2 条例第7条第1号の該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定しており、ただし書きとして法令で定められた場合、人の生命、健康や財産を保護するなどの場合や公務員等の職務に関する情報の場合は、本号本文に該当しないとしている。

(2) これを本件行政文書について検討する。

本件行政文書中の申請人の氏名、住所、設計者や工事施工者の社員の氏名について、実施機関は形式的に個人情報と判断し不開示としたと説明している。

しかし、ある情報の個人情報該当性を判断する場合、当該情報の記載内容のみを形式的に判断するだけでは足りず、行政文書中の他の部分の記載内容も踏まえて判断しなければならない。

本件行政文書の場合、実施機関が不開示とした申請人欄には確かに氏名、住所の個人情報が記載されているが、その下に建物の用途を記載する欄があり、「医療ビル」と記されている。

このことから申請人は、賃貸や売却等の事業を目的として「医療ビル」の建設を計画し事前協議書を提出していると考えられることから、この申請人は、事業を営む個人であると判断することができる。

よって申請人の氏名、住所について、形式的に判断し個人情報であるとした実施機関の主張には理由がなく、本号本文に該当するとは言えない。

次に、設計者や工事施工者の氏名については、その記載内容から法人を代表する者ではなく、法人に勤務する社員の氏名であると推認されることから、条例第7条第1号に該当し、ただし書きにも該当しない個人情報と判断される。

また、異議申立人は建築計画概要書の個人情報の不開示を争った高松高裁判決を示し、本件行政文書は条例第7条第1号（ア）のただし書きに該当するとの主張している。しかしながら、本件行政文書については、法令や要綱等に公開や閲覧の規定はなく、建築基準法で閲覧が定められている建築計画概要書と同等のものとして扱うことはできず、よって条例第7条第1号（ア）には該当しない。

第5 結論

以上のとおりであるから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 23 年 4 月 8 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 23 年 4 月 26 日	○ 実施機関から理由説明書の提出。
平成 23 年 5 月 17 日 本件第 1 回審査会 (通算第 62 回審査会)	○ 事務局より概要の説明を行った。 ○ 実施機関の理由説明及び質疑 ○ 審議を行った。
平成 23 年 6 月 24 日 本件第 2 回審査会 (通算第 63 回審査会)	○ 異議申立人の意見書を審議した。 ○ 答申案の審議を行った。
平成 23 年 7 月 27 日 本件第 3 回審査会 (通算第 64 回審査会)	○ 答申案の審議を行い、案を決定した。
平成 23 年 8 月 30 日 本件第 4 回審査会 (通算第 65 回審査会)	○ 答申案の審議をした。
平成 23 年 9 月 12 日 本件第 5 回審査会 (通算第 66 回審査会)	○ 答申案の審議を行い、決定した。